

桑名市六華苑管理運營業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市における公の施設である国指定重要文化財・国指定名勝 六華苑（旧諸戸清六邸）の管理運営を実施するとともに、この地域の観光・文化資源等を有効活用することで六華苑の入苑者の増加を図り、この地域の観光・文化的な価値を高めることを目的とする。

2 業務名 桑名市六華苑管理運營業務委託

3 契約期間 契約締結の日 から 令和10年3月31日 まで

4 業務の概要

(1) 六華苑施設の概要

①名称 六華苑（旧諸戸清六邸）

②所在地 桑名市大字桑名663番地5

③施設規模、施設内容 洋館（構造：木造2階建・塔屋4階建、延床面積：441.94㎡）
他12施設（駐車場含む） 敷地面積：17,791.80㎡

※詳細は別添「六華苑（旧諸戸清六邸）管理運營業務委託 特記仕様書」による。

④休苑日

毎週月曜日（月曜日が祝日のときはその翌日）、年末年始（12月29日から1月3日まで）

⑤開苑時間

午前9時から午後5時まで（但し入苑時間は午後4時まで）

駐車場の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

⑥休苑日及び開苑時間の変更

受注者は、休苑日及び開苑時間を臨時に変更する場合は、あらかじめ桑名市（以下「市」という。）の承認を得なければならない。

この場合において一般の入苑者等に影響のある場合は、すみやかに周知しなければならない。

⑦入苑料及び苑内施設の使用料（有料での貸し出し）

入苑料及び貸し出しの対象となる苑内施設の利用区分、時間区分及び使用料は、桑名市六華苑条例による。なお、「県民の日」を記念した記念事業の開催日は、無料で入苑できる。

(2) 契約限度額 44,900千円（消費税込み）

(3) 入苑料及び施設使用料等

①六華苑の施設に係る入苑料及び施設使用料は、市の収入とする。

②六華苑内において令和2年度より継続して実施している自主事業及び物品販売に係る売上については、仕入れ等の経費及び入苑料を差し引いた純利益分は、市の収入とする。

③①、②の規定にかかわらず、法令等の趣旨に反しない限りにおいて、本業務は指定管理者で

はなく直営での委託契約であること及び本業務における公の施設を管理運営することの目的を十分に踏まえた上で、市の歳出削減に繋がること又は受注者にとって有利なインセンティブの提案をすることができる。< 必要に応じて提案 >

この場合において、市が収入した受注者にとって有利なインセンティブ相当額については、受注者からの報告書及び請求書により精算をする。

ただし、このインセンティブの内容は参考見積書（様式第6号）の金額には含まないこと。

(4) 委託料の支払いについて

(2)、(3)における支払いは、受注者の報告書（精算内容を含む。）と請求書をもって、市は支払うものとする。ただし、年度の途中で支払うことについては、市と受注者で協議の上、決定する。< 必要に応じて提案 >

5 業務内容

(1) 内容

六華苑の運営に関する業務、管理に関する業務並びに施設及び設備の維持管理全般に関する業務とする。

①業務項目

1 開始準備と業務の引継ぎ、2 施設の運営、3 施設・設備の管理、4 備品及び消耗品の管理
5 緊急時等の対応、6 個人情報保護、守秘義務の確認、7 情報公開

②業務の実実施計画及び実施状況の確認

1 業務の調査等、2 事業計画及び報告等、3 業務の評価、点検等

※ 詳細は、別添、桑名市六華苑管理運営業務委託仕様書、六華苑（旧諸戸清六邸）管理運営業務委託 特記仕様書による。

(2) 実施方針、事業計画、報告書等作成について

①実施方針、運営管理の考え方、実施体制を記載すること。< 要提案 >

契約締結後に、改めて提出をいただきますが、企画提案書に記載をしてください。

②事業計画書、実施報告書等の作成をすること。（紙媒体1部）

自主事業の実施にあたっては、あらかじめ事業計画等を市に提出し、その承認を得なければならない。また、事業終了後1ヶ月以内に、必ず実施報告書を市に提出しなければならない。

6 その他の業務委託実施にあたっての条件

業務委託実施にあたっての条件は、実施内容を市と協議しながら進めるものとする。

7 手続き等

(1) スケジュール

質問の受付期限	令和7年1月10日（金）17:00（必着）
質問の回答期限	令和7年1月16日（木）17:00
参加表明書の提出期限	令和7年1月24日（金）17:00（必着）
企画提案書等提出期限	令和7年2月6日（木）正午（必着）

プレゼンテーションの実施予定日 及び審査委員会	令和7年2月18日(火) (予定) ※改めて場所・時間等通知します。
結果の公表	審査委員会後
契約の締結	所定の手続き後速やかに

(2) 質問の受付及び回答

- ①受付期限 令和7年1月10日(金) 17:00(必着)
- ②質問提出方法 観光課宛にメールにより提出してください。質問については、明確にわかりやすく記述すること。関係する仕様書の箇所を明示してください。
※15の「問い合わせ先」にメールの送信後、必ず電話にてメールの受信確認の連絡を行うこと。
※質問書には、担当者の会社名、部署、氏名、電話番号等の記載を必ず行うこと。
- ③質問の回答は、市ホームページに掲載することをもって回答とする。

(3) 企画提案書等の提出

次のとおり本事業に関する企画提案書等をご提出ください。

- ①提出期限 令和7年2月6日(木) 正午(必着)
- ②提出方法 観光課宛に郵送又は直接持参してください。
郵送の場合は必ず、事務局に受理確認をしてください。

種類	様式等	提出部数、内容等
参加表明書	様式第1号	1部【1/24提出期限】
業務実績	様式第2号	8部【1/24提出期限】 過去5年以内での文化財(建物、庭園)の保存、活用に係る実績について、2件程度(契約書鑑等 各1部)記載をすること。
会社概要	様式第3号	1部(会社パンフレット等も添付すること。)
業務実施体制	様式第4号	8部
企画提案書	表紙 様式第5号 表紙は1部でよい 任意様式 A4	8部(両面印刷、長辺綴じ、A4のみ) 1部10ページ以内(表紙含まず)とし、文字のサイズは、11ポイント以上とする。 提案書には、図を用いる等わかりやすく記述してください。 ①実施方針、運営管理の考え方、実施体制について記載すること。 ②委託料の支払い時期、金額についても必要に応じて提案書に記載すること。 ③市の歳出削減に繋がること又は受注者にとって有利なインセンティブの提案をすることができる。

		④その他は評価項目に沿って記載すること。
参考見積書	様式第6号	1部 ・本業務委託を受託した場合の全体総額について見積もること。（受注者が受けるインセンティブに係る提案は見積金額には含めないこととする。）

- ※ 企画提案書には、履行可能な内容を記載すること。
- ※ 企画提案に係る費用は、提案者の負担とします。
- ※ 提出された企画提案書等は、返還しません。
- ※ 参加表明書を期限内に提出していない場合は、企画書の提案はできません。
- ※ 企画提案書等の提出にあたっては、1部ずつ、上から様式第2号、様式第4号、企画提案書（表紙除く。10頁以内）の順にセットして、クリップ止めで提出すること。
- ※ 企画提案書には、表紙を除いて下にページ番号を付すること。

8 プレゼンテーションの実施

- ①開催日 令和7年2月18日（火）予定
※ プレゼンテーションの時間については、後ほどご連絡します。
- ②場 所 桑名市役所 4階 入札室
- ③説明方法 提出いただいた企画提案書、見積書のみによる。それ以外の資料等は使用できない。
- ④プレゼンテーションの時間 1事業者15分以内（質疑は、プレゼンテーション後10分程度）

9 審査基準等

審査委員会において、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案内容等を評価・採点し、審議のうえ選定します。

（1）選考方法

- ①提出書類の審査を行い、次の「（2）審査基準」に基づき評価・採点し、総評価点が最高点の者を最優秀提案者とします。
- ②最高点の者が複数いる場合は、審査委員会で協議の上、候補者を特定します。
- ③参加者が一者のみの場合、審査の結果において基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。

（2）審査基準

- ①事業計画（六華苑等の管理運営について、周辺の観光・文化資源等との連携について、入苑者及び施設利用者の増加について）（80点）
- ②事業実施体制（業務遂行力について、市との連絡・調整について）（50点）
- ③料金体系（見積額の妥当性）（40点）

（3）審査結果通知

審査結果については、参加者全員に書面により通知します。

1 0 企画提案者の資格等

本委託事業に係る企画提案者は、次の要件を満たす「法人」とします。

- ①令和7年1月24日現在の業務委託の桑名市入札参加資格者名簿に登載又は申請中であること。なお、申請中の場合は、申請書のコピーを観光課へ提出し、了承を得るものとする。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③市又は他の地方公共団体において競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- ④国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑤自社等において、文化財（建物、庭園）の保存又は活用についての実績を有すること。

1 1 契約

本業務の委託は、プレゼンテーションによる最優秀提案者を契約候補者として、提案者及び市で協議し、市の定める所定の様式による見積書を提出し、委託契約を締結する。

最優秀提案者は、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する納税証明書を、県内事業所又は市内事業所については、それぞれ納税状況のわかるものを提出すること。

（6月以内に発行されたもので写し可）

1 2 契約解除について

桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年桑名市告示第206号）等、市の定める例規の内、契約の解除要件に該当することが判明した場合、契約を解除することができる。

1 3 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ①提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④評価の公平性を害する行為があった場合
- ⑤前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があると認めた場合

1 4 その他の留意事項

- ①参加表明提出後、辞退する場合は、参加辞退届を令和7年2月3日（月）正午までに事務局あてに提出すること。
- ②本件に関する費用は、すべて参加者の負担とします。
- ③提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。
- ④書類提出後の提案等の修正又は、変更は認めません。
- ⑤提出書類の著作権は参加者に帰属します。ただし、桑名市が本件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑥本件に係る情報公開請求があった場合は、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与え

る部分は原則非公開とします（該当部分については個別に協議します。）が、それ以外の部分については、桑名市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。

⑦継続的にこれまで実施している文化団体等の自主事業やその他の事業について、同様に継続的に実施をすること。

1.5 企画提案書等の提出先及びお問い合わせ先

桑名市産業振興部 観光課

文化振興係（担当：石神、堀田）

住所 〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地

電話 (0594)24-1361 FAX (0594)24-1140

E-mail : kambunm@city.kuwana.lg.jp